

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

平成十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二七・九・九法六五) 附則三條、二四條(平成二九・五・三〇までに施行)
- ・医療法の一部を改正する法律(平成二七・九・二八法七四) 附則一五條(平成二九・四・二施行)
- ・社会福祉等の一部を改正する法律(平成二八・三・三一法二二) 附則三九條(平成二九・四・一施行)

別表(第二條、第十三條、第二十二條、第四十二條、第五十九條関係)

- 一十八 略
- 十九 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十一條の七から第七十一條の十まで(役員の特別背任、代表社会医療法人債権者等の特別背任、未遂罪、虚偽文書行使等)又は第七十一條の十二第一項(社会医療法人債権者の権利の行使に関する取崩)の罪
- 二十一 二十八 略
- 二十八の二(改正により追加)
- 二十九 八十四(略)
- 八十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第五十一条(特定個人情報ファイルの提供、第五十二条(個人番号の提供及び濫用)又は第五十四条第一項(詐欺等行為等による個人番号の取得)の罪)